

日野市告示第210号

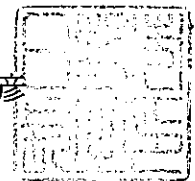
令和6年能登半島地震による被災納税者に対する市税の納期限等
の延長後の一部地域の期日の指定について

日野市市税条例（昭和33年4月29日日野市条例第13号。以下「条例」という。）第18条の2第1項（災害等による期限の延長）の規定により、令和6年1月31日付け日野市告示第16号において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる指定地域に住所又は居所の所在地（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事業所の所在地を含む。））がある者に係るものは、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限が令和6年1月1日から同年9月1日までの間に到来するものについて、同年9月2日とする。

令和6年 8月21日

日野市長

大坪 冬彦



<指定地域>

富山県 全域

石川県 金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、
野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、
羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町